【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十五条の七　削除）

（改正前）

（禁止行為から除かれる行為）

**第十五条の七**　法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）若しくは一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）をする場合における当該一連の上場有価証券売買等若しくは一連の店頭売買有価証券売買等をする行為又はこれらの委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条において同じ。）をする行為とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（禁止行為から除かれる行為）

**第十五条の七**　法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）若しくは一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）をする場合における当該一連の上場有価証券売買等若しくは一連の店頭売買有価証券売買等をする行為又はこれらの委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条において同じ。）をする行為とする。

（改正前）

（新設）